

共通事項（堺市上下水道事業管理者発注分） 新旧対照表（抜粋）

令和7年4月版	令和7年5月版
7 予定価格、最低制限価格、調査基準価格及び総合評価に関する審査結果の公表について （1）建設工事（総合評価落札方式を除く。）の予定価格は、参加資格通知日と同日に公表するとともに、入札参加者（不認定となった者を除く。）には認定の通知と併せて通知する。また、契約規則第20条第1項に規定する最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）及び契約規則第19条の2に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、落札決定後に公表する。 （2）総合評価落札方式による工事等の予定価格、最低制限価格、調査基準価格並びに有効な入札を行った全ての者の技術評価点、入札金額及び評価値は、落札決定後に公表する。 （3）（1）及び（2）に掲げる公表は、入札情報公開システムにおいて行う。 （以下 略）	7 予定価格、最低制限価格、調査基準価格及び総合評価に関する審査結果の公表について （1）建設工事（総合評価落札方式を除く。）の予定価格は、参加資格通知日と同日に公表するとともに、入札参加者（不認定となった者を除く。）には認定の通知と併せて通知する。また、契約規則第20条第1項に規定する最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）及び契約規則第19条の2に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、落札決定後に公表する。 （2）総合評価落札方式による工事等の予定価格、最低制限価格、調査基準価格並びに有効な入札を行った全ての者の技術評価点、入札金額及び評価値は、落札決定後に公表する。<u>このうち、総合評価落札方式（特別簡易型）における技術評価点及び評価値については、自己採点の内容に基づき算出したものを公表する。</u> （3）（1）及び（2）に掲げる公表は、入札情報公開システムにおいて行う。 （以下 略）